

「学力に関する証明書」申請に係る注意事項

※「学力に関する証明書」を申請される前にご確認ください

○「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」は、教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得するために必要な単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書であり、入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定を受けている免許状）についてのみ発行可能です。申請する前に、必要な証明書を事前に提出先に確認してください。

※「学力に関する証明書」は教員免許を取得したことを証明するものではありません。教員免許を取得したことの証明や免許状を紛失した場合等は、都道府県教育委員会へ「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。

（本学卒業時に一括申請にて免許状を取得された方は、原則、山形県教育委員会が授与権者になります。）

○「学力に関する証明書」が必要になる場合

- ①現時点で教員免許状取得要件を満たしており、「教育委員会」に免許状の申請を行う場合
- ②現時点では教員免許状取得要件を満たしておらず、「教育委員会」で不足単位を確認する場合
- ③現時点では教員免許状取得要件を満たしておらず、「他大学等」で不足単位を修得する場合

○本学で発行する「学力に関する証明書」について

「学力に関する証明書」は、在学当時の教育職員免許法に基づいて作成されます。

適用される免許法	入学年度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31 年度入学～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12～30 年度入学
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2～11 年度入学
旧々々法	～平成元年度入学

- ① 旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに修得する場合は、原則新法が適用されます。そのため、本学では指定が無い場合は新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行します。旧法以前の「学力に関する証明書」の発行を希望する場合は、証明書交付願の余白にその旨記載してください。

※旧法以前の入学生で、在学中に必要な単位を全て修得している場合は、入学時の免許法で「学力に関する証明書」を発行します。

※現在教職課程を設置していない免許種（栄二種等）は、課程認定を受けていないため、旧法以前のみでの発行となります。

- ② 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」）のみを証明する「学力に関する証明書」は、在学していた学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく発行することができます。

○「学力に関する証明書」の発行について

単位の修得状況等を確認するため、作成には 2 週間程度のお時間をいただいております。

また、郵送での申請・受け取りの場合は更に数日程度時間を要しますので、早めに申請いただきますようお願いいたします。

○在学時の氏名で発行します。

○英文の「学力に関する証明書」はありません。

【お問い合わせ先】

山形県公立大学法人

教務学生課 証明書発行担当

TEL：0238-22-7340

MAIL：jimu@yone.ac.jp

（平日のみ 8：30～17：00）